



鳥取県公報

令和元年 11 月 8 日（金）
号外第 54 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例等の一部を改正する条例（22）（税務課） 3
	鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例 （23）（庶務集中課） 5
◇ 規 則	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び鳥取県麻薬及び向精神薬 取締法施行細則の一部を改正する規則（17）（障がい福祉課） 6

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県税条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例の規定中引用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等を改める。

ア 鳥取県税条例

イ 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例

ウ 鳥取県手数料徴収条例

(2) 施行期日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日とする。

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

民法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 恩給を受ける権利の時効に関する規定中時効に関する用語の整理を行う。

(2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院及び麻薬及び向精神薬取締法による措置入院に要する費用の徴収額を決定するための基準について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に要する費用の徴収額は、市町村民税の所得割の額（現行 所得税額）に基づく区分に応じて定めることとする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正

麻薬及び向精神薬取締法による措置入院に要する費用の徴収額は、市町村民税の所得割の額（現行 所得税額）に基づく区分に応じて定めることとする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 略</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。</p>	<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第137条の11 略</p> <p>2 環境性能割の納税義務者は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第137条の9第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第6条第2項及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。</p>
<p>(種別割の徴収方法の特例)</p> <p>第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。</p>	<p>(種別割の徴収方法の特例)</p> <p>第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもって種別割を納付すべき者が、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う場合の種別割の徴収方法は、第6条第2項及び第142条第2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の総務省令で定める方法によることができる。</p>

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等)</p> <p>第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところにより、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条から第8条までの規定を適用する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等)</p> <p>第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところにより、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条から第5条までの規定を適用する。</u></p> <p>2 略</p>

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第3条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,300円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき8,800円）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(146)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項（高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。）の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき9,300円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき8,800円）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(146)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条 略 時効ノ完成猶予及更新ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス	第6条 略 時効ノ中斷及停止ニ関シテハ恩給法第6条乃至第7条ノ規定ヲ準用ス

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

規 則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長は、法第31条第1項の規定により、<u>法第29条第1項又は法第29条の2第1項の費用の全部又は一部を精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹(以下「精神障害者等」という。)から徴収する。ただし、精神障害者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、その前年度)分の精神障害者等の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p>3 総合事務所長は、<u>措置入院費用</u>を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長は、法第31条第1項の規定に基づき、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、<u>これらの者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 総合事務所長は、前項の規定により費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。</p>

4 略

(精神障害者保健福祉手帳の申請等)

第18条 略

2 略

3 省令第23条第2項第1号の診断書は、様式第24号の2によるものとする。

4 第1項の申請書には、総合事務所長が省令第23条第2項第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面(以下「同意書」という。)を添付させることができるものとする。

5 略

別表(第8条関係)

精神障害者等の所得割の額の合算額	費用徴収額
564,000円以下	0円
564,000円超	20,000円(入院に要する費用として県が負担する額が20,000円に満たないときは県が負担する額とし、月の中途から入院を開始し、又は終了したときは日割りをもって計算する。)

備考 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、知事が別に定めるところによる。

様式第8号(第8条関係)

(表)

措置入院費減免申請書

職 氏名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第8条第4項の規定により、下記のとおり措置入院費の減額(免除)を申請します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

記

略

3 略

(精神障害者保健福祉手帳の申請等)

第18条 略

2 略

3 省令第23条第1号の診断書は、様式第24号の2によるものとする。

4 第1項の申請書には、総合事務所長が省令第23条第2号に掲げる書類を交付した機関に当該書類の内容を照会することについて同意する旨の書面(以下「同意書」という。)を添付させることができるものとする。

5 略

別表(第8条関係)

区分	徴収額
所得税額が1,470,000円以下の場合	0円
所得税額が1,470,001円以上の場合	20,000円(入院に要する費用として県が負担する額が20,000円に満たないときは県が負担する額とし、月の中途から入院を開始し、又は終了したときは日割りをもって計算する。)

備考 この表において「所得税額」とは、精神障害者並びにその配偶者並びに精神障害者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹の前年分(1月から5月までにあつては、前々年分)の所得税の額を合算した額をいう。

様式第8号(第8条関係)

(表)

措置入院費減免申請書

職 氏名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第8条第3項の規定により、下記のとおり措置入院費の減額(免除)を申請します。

年 月 日

住所

氏名

㊞

記

略

(裏) 家庭調書	(裏) 家庭調書
略	略

(鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和28年鳥取県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(措置入院費用の徴収)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、<u>法第58条の8第1項の規定による入院のあった月の属する年度(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、その前年度)分の措置入院者等の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措置入院者等の所得割の額の合算額</th> <th style="text-align: center;">費用徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">564,000円以下</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">564,000円超</td> <td>20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 所得割の額の算定方法は、地方税法に定め</p>	措置入院者等の所得割の額の合算額	費用徴収額	564,000円以下	0円	564,000円超	20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)	<p>(措置入院費用の徴収)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、<u>措置入院者等の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額)を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(その額が当該措置入院に要した医療費の額を超えるときは、当該費用の額)とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措置入院者等の所得税額の合算額</th> <th style="text-align: center;">費用徴収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,000円以下</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,470,001円以上</td> <td>20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)</td> </tr> </tbody> </table>	措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額	1,470,000円以下	0円	1,470,001円以上	20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)
措置入院者等の所得割の額の合算額	費用徴収額												
564,000円以下	0円												
564,000円超	20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)												
措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額												
1,470,000円以下	0円												
1,470,001円以上	20,000円(措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額(法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額)												

るところによるほか、知事が別に定めるところ による。	
-------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行う入院に要する費用の徴収について適用する。

3 第2条の規定による改正後の鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行う入院に要する費用の徴収について適用する。

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

4 第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に入院している者が第1条の規定による改正後の鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定によれば新たに費用を徴収されることとなる場合における当該入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

(鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

5 第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に入院している者が第2条の規定による改正後の鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定によれば新たに費用を徴収されることとなる場合における当該入院に要する費用の徴収については、なお従前の例による。